

IV し尿処理事業

1. 概 況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
2. 生活排水処理人口の推移・・・・・・・・・・・・ 24
3. し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移・・・・・・・・ 25

1. 概 況

昭和 37 年 7 月の市制施行により、清掃法の規定による「特別清掃地域」となったことに伴い、衛生行政の強化と改善を図るため、翌年の 2 月に「宜野湾市清掃条例」を施行した。これにより汲み取り業者は市長の許可制となり、市の責任体制が確立された。

当時、し尿は、中部 9 市町村が輪番制で海洋投棄を行い処理していた。しかし、海洋汚染防止の時代要請もあり、従来海洋投棄による処理方法を廃止するため、倉浜衛生施設組合は昭和 52 年 2 月に処理能力 130k1/日の近代的なし尿処理場「宜野湾清水苑（せいすいえん）」を伊佐に建設した。以降清水苑では、宜野湾市・沖縄市・北谷町から排出されるし尿の適正な処理を行っている。

2 市 1 町におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理・処分の形態は次のとおりである。

し尿の収集は 2 市 1 町の許可業者によって「し尿」・「浄化槽汚泥」別に戸別収集され、倉浜衛生施設組合「宜野湾清水苑」へ搬入される。搬入に際し、倉浜衛生施設組合一般廃棄物処理手数料に関する条例により処理手数料を徴収している。

搬入されたし尿及び浄化槽汚泥の処理・処分は、倉浜衛生施設組合「宜野湾清水苑」で行い、その処理方式は、嫌気消化方式、加圧浮上法＋活性汚泥法に加え、高度処理（オゾン脱色法＋濾過処理法）によって行われ、浄化された処理水は、宜野湾市伊佐地先の海域に放流されている。また排出される処理汚泥は汚泥処理施設を設置している業者に処分を委託している。

公共下水道の整備促進により水洗化普及率は年々上昇する一方、し尿収集世帯は減少、散在化し、収集量も大幅に減少している。このような状況の中、減少する業務量にあわせ許可業者の合理化を推進してきた。平成 25 年 4 月現在、宜野湾市のし尿収集運搬業務は、許可業者 2 者により行っている。

2. 生活排水処理人口の推移

本市における生活排水処理人口は下記のとおりとなっている。

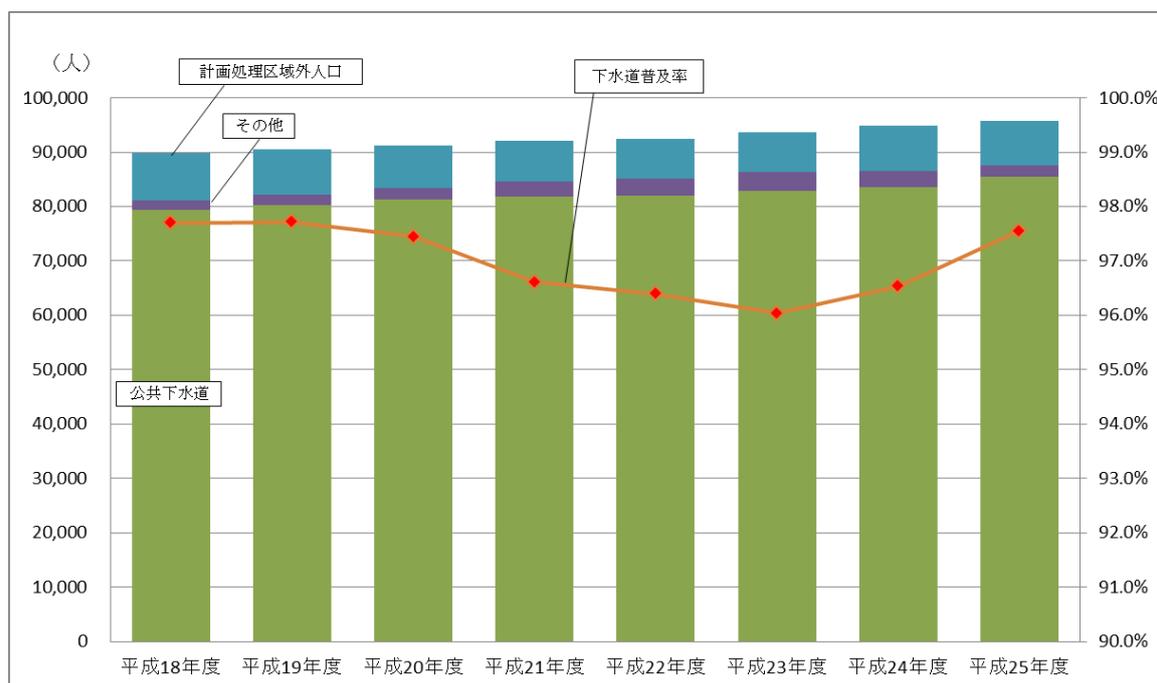
平成25年度において、計画処理区域内の人口は87,635人となっており、そのうちの85,489人が公共下水道を使用している。また、計画処理区域内人口に対する普及率は97.6%となっている。

単位：人

区分		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
行政人口		90,589	91,264	92,062	92,467	93,751	94,961	95,706
計画処理区域内人口		a	82,105	83,353	84,634	85,068	86,319	87,635
	公共下水道	b	80,230	81,227	81,765	81,998	82,897	83,595
	その他		1,875	2,126	2,869	3,070	3,422	2,999
計画処理区域外人口			8,484	7,911	7,428	7,399	7,432	8,071
下水道普及率		c=b/a	97.7%	97.4%	96.6%	96.4%	96.0%	96.5%

※1：「その他」とは合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取りの世帯の人口の事である。

※2：「下水道普及率」とは計画処理区域内人口に対する下水道の普及率のことである。



3. し尿・浄化槽汚泥の処理量の推移

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬量は減少傾向にあり、平成 24 年度実績で、し尿 763 k1、浄化槽汚泥 2,928 k1、合計 3,691 k1 となっており、1 日平均で、約 12.2 k1/日である。(平成 24 年度 搬入日数 307 日)

	し尿運搬量 (k1)	浄化槽汚泥 (k1)	収集運搬量 計 (k1)	1 日平均収集量 (k1/日)
H18	1,303	3,965	5,268	17.0
H19	1,369	2,964	4,333	14.0
H20	1,140	3,131	4,271	13.8
H21	1,191	2,850	4,041	13.0
H22	800	3,130	3,930	12.6
H23	549	3,296	3,845	12.4
H24	763	2,928	3,691	12.2
H25	893	3,343	4,237	13.8

